

被爆者と世界の仲間が 手をとり合って 核兵器なくそう



医療・介護・福祉と戦争や核兵器は、 絶対に相いれません

愛知県医労連 矢野彩子書記次長

矢野書記次長は、新型コロナウイルス感染拡大による、医療現場の疲弊と、大幅減収による賃金・ボーナスカットなどの弊害のなかでも奮闘する医療スタッフの状況を報告したうえで、政府の責任で減収補填と、人員・物資・感染症病床の確保などの必要性を訴えました。

医労連は先の大戦での従軍看護婦の経験から、「ふたたび白衣を戦場の血で汚さない」決意で運動に取り組んできたとし、「いのちを守る医療・介護・福祉労働者の使命と、人のいのちを奪い殺し合う戦争や核兵器は、絶対に相いれません」「日本政府は、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を批准し、核兵器の恐ろしさを世界に発信し、軍備よりも、いのちを守る政策へ転換を！」と発言しました。

誰も私たちを止められない

WEB集会には海外からの参加者から、核兵器禁止条約の発効、核兵器廃絶をめざして、決意と激励の声が寄せられました。

中満泉さん(国連事務次長・軍縮担当上級代表)は、「今日、国際社会における核兵器のない社会を追及する動きが停滞・後退してしまっている」が、「歴史的に見て、市民社会の努力・情熱が、軍縮の流れを勢いづけてきた」。「市民のみならず、市民を倍増し、現在の危険な潮流を覆し、核兵器廃絶の道筋へと戻してほしい」と訴えました。

ベアトリス・フィンさん(核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)事務局長)は、「核兵器禁止条約は明るい光」、「条約に参加する国が一つ一つ増えることによって、核兵器のない世界という究極の目標に近づいていく」。「この条約と被爆者のリーダーシップ、世界中の献身的な活動家やパートナーの努力があれば、誰も私たちをとめることはできません」と力強く決意を述べられました。

キム・イナさん(韓国・平和と統一をめざす人々「SPARK」青年企画チーム)は、朝鮮人被爆者が10万人もいて、すでに5万人の方が亡

6日の「広島デー」で、矢野彩子さん(愛知県医労連書記次長)、8日の「女性のつどい」では、安本真理子さん(茨城厚生連労組)が、新型コロナウイルスとたたかう医療現場の現状を報告し、「軍事より核兵器よりいのちを守る政策への転換を」と訴えま

軍事よいのちまもる 政策への転換を

被爆75年の8月2日〜9日、原水爆禁止世界大会(オンライン)が開催されました。およそ2748人がWEBで参加し、被爆者そして世界の仲間たちと核兵器廃絶の決意を新たにしました。

※別掲参照。YouTubeで視聴できます。
<https://www.youtube.com/c/MakabeTakashi>



【安本さんの発言要旨】

新型コロナウイルス感染拡大の中、世界中の医療従事者は、自らの感染の不安とも闘いながら、奮闘の毎日を送っています。

手作りのマスクやカッパの防護服など、工夫と使命感で何とかここまでやってきました。が、病院経営は経費増大、受診抑制で収益激減。夏のボーナスカット、このままでは、退職者が増え、医療崩壊を招きかねません。

感染が広がる中、GOTOキャンペーンなんてやっていると場合によっては。みんな大声を上げ、「社会保障費削減、軍事費拡大路線」を転換させましょう。オスプレイより消毒スプレー。アベノマスクよりサージカルマスク。ブルーインパルスを飛ばした費用で、どれだけのマスクが買えたことでしょうか。いのちを殺めるための道具にではなく、命を救うために私たちの税金は使って欲しい。

医療従事者は「再び白衣を戦争の血で汚さない!」を合言葉に、平和活動にも取り組んでいます。「なくそう核兵器フラッグ」を職場、病院をリレーすることで、2020年の平和行進として取り組みました。「平和が一番」の笑顔が広がりました。核兵器のない世界をめざして共にがんばりましょう。

した。※別掲参照。YouTubeで視聴できます。
<https://www.youtube.com/c/MakabeTakashi>

禁止条約発効めざし
日本こそ批准を

大会期間中、核兵器禁止条約に新たに4カ国が批准し、発効まであと6カ国に迫りました。唯一の被爆国・日本は批准していません。日本が批准し、核兵器禁止の先頭に立つことは、原爆で亡くなった20万人の方々、被爆者のみなさんの悲願に込めることであり、未来の世代への責任です。

最近の世論調査(NHK)では、日本の青年の85%、アメリカの青年の70%が「核兵器は必要ない」と答えています。この世論を形にし、日本も核兵器保有国も、禁止条約に批准するよう、運動を倍増したい。きましよう。

「核兵器禁止条約」 発効まであと6か国

ガイアナ、タイ、パチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストラリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラグア、ウルグアイ、ニュージーランド、※クック諸島、ガンビア、サモア、サンマリノ、ヴァヌアツ、セントルシア、エルサルバドル、南アフリカ、パナマ、セントビンセント及びグレナダ諸島、ボリビア、カザフスタン、エクアドル、バングラデシュ、キリバス、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ、アンティグア・バーブダ、パラグアイ、ナミビア、バレーズ、レソト、フィジー、ボツワナ、アイルランド、ナイジェリア、ニウエ、セントクリストファー・ネイビス

脈路

看護のキャリア教育で使われるクリニカルラーの提唱者は看護理論の世界的権威であるパトリシア・ベナーは看護実践キャリアを5段階に分類した。これは「ドレイファスモデル」と呼ばれ、ヒューバート・スチュアート・ドレイファス兄弟は人間の技能習得過程をモデル化して5段階に分類している▼モデルでは、①レシビが必要な「初心者」②全体像が見えない「中級者」③問題解決可能な「上級者」④自己補正が可能な「熟練者」⑤直感で動く「達人」に分類している▼ドレイファスによると、経験は単なる繰り返りでは積み重ねにならない。達人でも間違える。達人同士でも意見は違う。達人にルールを強制すると能力を削ぎ落とす▼技能レベルが上がるにつれ変化する特性は、よりどころがルールから直感に移行。統一の問題として認識するようになり特定部分に力を置くようになる。観察者からシステムの一部として関与する存在へ変化▼大半が中級者から上へあがれていない。達人は指導者として不向き。などの現実がある▼技能ごとの評価なので個人の生来持つ特性や才能ではない段階モデルではあるが、これで客観的に活かせるのか、根本で大いに疑問が残る▼ドレイファスは人工知能研究に対する致命的欠陥の指摘としての提唱したのだと考える。原点に立ち返り検証する機会が必要である。

地域最賃答申

1～3円引上げ 40県
東京・大阪など7都道府県は「凍結」

20年度地方最賃答申状況

ランク	地方	19年	20答申	引上げ額
A	東京	1,013	1,013	0
	神奈川	1,011	1,012	1
	大阪	964	964	0
	愛知	926	927	1
	埼玉	926	928	2
	千葉	923	925	2
	京都	909	909	0
B	兵庫	899	900	1
	静岡	885	885	0
	三重	873	874	1
	広島	871	871	0
	滋賀	866	868	2
	栃木	853	854	1
	茨城	849	851	2
C	長野	848	849	1
	富山	848	849	1
	山梨	837	838	1
	北海道	861	861	0
	岐阜	851	852	1
	福岡	841	842	1
	奈良	837	838	1
D	群馬	835	837	2
	岡山	833	834	1
	石川	832	833	1
	福井	829	830	1
	新潟	830	831	1
	和歌山	830	831	1
	山口	829	829	0
E	宮城	824	825	1
	香川	818	820	2
	徳島	793	796	3
	福島	798	800	2
	島根	790	792	2
	山形	790	793	3
	愛媛	790	793	3
F	鳥取	790	792	2
	岩手	790	793	3
	秋田	790	792	2
	青森	790	793	3
	宮崎	790	793	3
	長崎	790	793	3
	佐賀	790	792	2
G	大分	790	792	2
	高知	790	792	2
	熊本	790	793	3
	鹿児島	790	793	3
	沖縄	790	792	2
	加重平均	901	902	1

8/21現在

「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先されること等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難」とした中央最低賃金審議会答申をうけ、各県で今年度の地域最賃額の審議が行われて来しました。

8月21日までに全県で答申が出され(一覽表参照)、中央最賃審議会が「目安」を示さなかった中でも、40の県が引上げを答申しました。いずれも1円から3円の引上げ幅。「まともな生活」には程遠いものです。

高額の東京都をはじめ、大阪府、京都府、静岡県、広島県、山口県、北海道の7都道府県が引き上げを凍結するという答申です。ギリギリの生活を強いられている労働者に直結する最低賃金を凍結することに大きな怒りの声が上がっています。

凍結や低額での引上げは許さないと、各地で粘り強いたたかいが続けられています。

「事実認定も、また法律判断も、まことに正当なもの」と評価、「間食(おやつ)を含めて食事は、人の健康や身体活動を維持するためだけではなく精神的な満足感や安らぎを得るために有用かつ重要である」と判示したことに「今後の介護の現場において、高齢者・利用者の希望に沿った、きめ細やかな介護がすすめられる契機となることを願う」と話しました。

山口さんも「職場の仲間、家族、友人などに励まされ、弁護団の努力に支えられてここまで来ました」「介護は大変だがやりがいのある仕事。誇りをもって働きたい」と介護現場に伝えたい思いを語りました。

無罪確定で書記長談話

特養あずみの里事件 弁護団も声明

「特養あずみの里」事件の無罪判決確定をうけ、8月12日、日本医労連は書記長談話を発表しました。

談話では「一審判決(罰金20万円)によって委縮しはじめていた介護現場のストレスを緩和し、『介護の未来』を守る判決となった」「支援してきた仲間とともに、この勝利判決を喜びたい。そして何より、6年半の長きにわたって、逃れることのできない苦しみを背負いながら、山口さんがたまたか続ける決意を

失わなかったからこそこの無罪判決である」と、たたかいで勝ち取った勝利であることを確認する内容となっています。

同日、弁護団も高裁判決確定にあたって声明を発表し、記者会見を開きました。会見では弁護団声明をもとに木嶋弁護団長が説明。提出した死因が窒息ではなく脳梗塞であることを明らかにする証拠が採用されず裁判で死因について確定することを棚上げてしまったことを「まことに残念だ」としつつも、高裁判決は

京都で青年が「最賃生活」体験

京都医労連 春山未央青年部長に感想をお聞きました

節約と制約で味気ない毎日。

最賃凍結に
ところ折れそう



京都医労連青年部と京都総評青年部が合同で「京都版最低賃金生活体験」に取り組みました。期間は7月13日から1か月。参加した京都医労連の春山未央青年部長(日本医労連青年委員)に感想を寄せていただきました。

最賃生活スタート

私がまずしたことは一日に使える金額を設定することでした。予備費として、2万円を想定し、そこからさらに固定費(携帯代、新聞代、組合費、通信費)を引くとおおよそ1日1200円ぐらいの予算になります。個人的なルールとして、食費は極力節約しな

	金額(円)	説明
想定収入	159,984	京都最賃909円×8時間×22日
固定費用	71,842	税・社会保険・家賃
1か月に使える生活費	88,142	想定収入ー固定費用

い、健康を壊さず1ヶ月過ですということを決めていたため、唯一の栄養源である昼食代500円は死守すると決めました。夕食はコンビニで済ませることが多かったのですが、この予算ではとても十分な食事が確保できないため、自炊に切り替えました。

息抜きで好んで行っていた映画鑑賞や一人カラオケも最低賃金生活を行っているとても高い趣味に思えて、自然と足が遠のいていきました。

最賃生活を通して思うこと

コンビニにはただ夕食確保のために赴いていたつもりだったのですが、「あ、こんな新商品でてるな」とか季節のイベント(節分やクリスマスなど)に関わる商品を見ることを通して季節を感じていたんだなと気付きました。普段から残業が多く、家に帰ってご飯を食べて寝るという生活だったのですが、買い物や趣味を絶ったことで、生活自体がより単純作業になり日々をこなすだけという味気ないものになっていきました。このようにかなり節約と制約を課した生活をしている中で、仕事でもストレスが高じるとどうしても我慢できずコンビニに行き、散財をするというところが何度かありました。また、知人と遊んだ際などは多額にお金をつかい「あー今生きてる!」と感じている自分を発見しました。消費活動とは単に商品を購入するということが以上に生きるための価値があるのだと感じました。

ありえない
引上げ「凍結」

今回の最低賃金生活体験の最中に、中央最低賃金審議会が行われ「引き上げ見送り」と地方に判断を丸投げする答申がでました。それを受けて京都で引き続き審議をされた結果、京都の最低賃金については「引き上げ凍結」という結論がでました。最低賃金生活も佳境に入ってきたタイミングで、青年の精神的疲労も高まっており、「ありえない!」「うそやろ」「抗議の声をあげたい!」と生活実感を伴った怒りの声が上がっていました。私自身も節約しても、コンビニや趣味を我慢しても日々減っていく残額に疲弊していたので、本当に心が折れそうになりました。

この体験いかし
引上げの運動
強めたい

最低賃金生活に取り組んだ1ヶ月。その間青年たちともなんども話をしましたが、私たちは1ヶ月で(期間限定で)この生活を離れることができず。しかし、実際に最低賃金近傍で働き、生活している人たちに終わりはないという事実です。その状況を打破するためには最低賃金を押し上げる運動を強めていく他ありません。この最低賃金体験を行ったことは今後の最賃運動に関わる中で説得力をもった運動を行う根拠となります。今回の体験をあらゆる媒体で発信し、最賃運動の強化に寄与したいと思います。



弁護団の記者会見(8/12)

20秋闘 アクションMAP

昨年の宮城県医労連
「秋闘スタートダッシュ行動」

スタート
地点



産別結集を強めてたたかおう

だれもが人間らしく生活できる 賃金底上げと大幅賃上げを勝ち取る

8時間労働で人間らしく生活できる賃金・労働条件を勝ち取ってこそ、よい医療・介護が実現でき、景気的好循環と社会の健全な発展が実現できることに確信をもって、引き続き、学習を強めるとともに、職場での対話や職場討議を深めましょう。

年末一時金要求は3.5カ月以上+a

年末一時金は3.5カ月+aとし、生活改善できる年収確保をめざします。

一時金の最保障額の要求は、「最低賃金協定要求月額(誰でも)」×「統一要求の月数」とし、年末一時金では、78万7,500円(22.5万円×3.5カ月)とします。

非正規雇用の一時金についても重点に取り組み、正職員に準じた一時金を追求しましょう。

ストライキを含む全国統一行動を配置

回答指定日に回答が出ない、前年実績未満などの場合は、ストライキを実施することを基本に、全ての単組・支部で産別結集を強めましょう。

医労連「最賃アクションプラン」の推進

全労連に結集して全国一律最賃制の実現をめざし、医労連「全国最賃アクションプラン」の推進で、医療・介護の全国を適用地域とした最低賃金の新設をめざします。「最賃アクションプラン」に関する学習と意思統一をすすめましょう。

賃金確定の取り組みを公務・民間一体で

「公務員労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名」に取り組み、人事院への要請や、「成果主義賃金」の導入、拡大に反対の取り組みを強めましょう。

9月

5～6日 「いのちまもる地域キャラバン行動」
スタート行動
8日 組織拡大・強化対策会議(東京)

10月

不払い労働根絶・年休
取得促進月間
すべての単組・支部で学習・
宣伝行動、退勤時間調査に
取り組みます。

折り返し
地点

10月

22日 「#いのちまもる 医療・社会保
障を立て直せ10.22総行動」

10月23日
20秋闘要求提出期限
11月4日
20秋闘回答指定日
11月5日
20秋闘全国統一行動日

11月

10～11日 日本医労連中央行動
(国会要請行動・政府交渉)

11月
介護アクション月間

「いのち守る国会請願署名」

目標 1人10筆以上 / 180万筆集めきろう!

期間 2020年9月～2021年5月

新型コロナウイルス感染拡大への対応の中で、国民の意識変化もあり、医療・介護・社会保障拡充の運動を大きく展開できる情勢が広がっています。「いのち守る国会請願署名」は、2021年5月までに医労連として180万筆を目標に取り組みます。署名に取り組み意義や必要性、有効性を「署名の力」なども活用し、全ての加盟組織・全組合員に広げながら、職場の取り組みを推進しましょう。

11月10日～11日に中央行動を配置し、2020年秋の臨時国会から国会審議を迫っていくことを重視します。

10月～11月
母性保護月間

10月～12月
組織拡大・共済推進月間

組織の強化・拡大、共済推進で まずは早期に18万医労連へ

全ての組織が組織拡大を重点に位置づけ、まずは18万の峰に早期に到達するための大奮闘が必要です。大幅増を実現するには、秋の「組織拡大・共済推進月間」での飛躍が重要です。日常活動の強化、労働組合の「見える化」を重視し、要求実現の運動と結合した組織拡大をすすめ、全ての単組・支部で過半数組合の建設をめざしましょう。

医労連の共済事業を労働組合運動の重要な柱として推進しましょう。

憲法改悪阻止、いのちと平和を守る政治の実現

平和で個人の尊厳が大切にされる社会でなければ、よい医療・介護・福祉は実現できません。平和憲法を守り、くらしに活かすために、運動の先頭に立って奮闘しましょう。

市民と野党の共闘を大きく発展させ、いのちと平和をまもる政治へ転換させましょう。

終結地点

11月

23日 第10回地域医療を守る運動全国交流会

要求ステッカー



(ホームページからダウンロードしてご活用下さい)

桃太郎旗

20秋闘
宣伝物

保健所
ふやせ!

ベッド削減反対
地域医療を
まもれ!

吹き出し型
プラカード

医療・介護労働者の
夜勤改善・大幅増員を
いのちを守る

安全・安心の
医療・介護をまもろう
いのちを守る

だれもが人間らしく
くらせる賃金・
労働条件を
いのちを守る

公立公的病院を拡充し
地域医療をまもろう
いのちを守る

お金の心配なく
安心してくらせる
社会保障制度に
いのちを守る



コロナで企画延期でも「何かしよう！」 日帰りの平和ツアー

愛知県医労連 青年部

7月22日、愛知県医労連・青年部は、日帰りの平和ツアーを実施。当初は7月22日・23日で神奈川県横須賀市への平和ツアーを予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、やむなく延期の決断をしました。「せっかく休みを取ったので何かしよう！」と急遽、愛知近郊でのミニ平和ツアーで学習・交流を深めました。



▶ガイドは愛知県平和委員会・矢野事務局長



掩体壕

当日は、JR金山駅に集合し、午前中は愛知県小牧市の航空自衛隊小牧基地を見学しました。犬山城下街でランチをし、午後から岐阜県各務原市の岐阜基地の掩体壕（えんたいごう）を訪ね、最後に名南ふれあい病院の敷地内にある慰霊碑を見学し、平和ツアーを終えました。

参加した愛知県医労連・青年部の柴田このか副部長は、「基地のすぐ近くに住宅があり、基地の問題は生活の問題だ」と話しました。

小牧基地

元々は県営名古屋空港だった航空自衛隊小牧基地は、小牧春日井・豊山・名古屋の3市1町にまたがっています。

これまで軍用機15回の墜落事故が起っており、地域住民は毎日不安のもと生活しています。輸送機に比べ、戦闘機の轟音はすさまじいものです。

東南海地震の追悼記念碑

三菱重工の工場に動員されていた労働者・学徒51人と、強制連行されていた朝鮮女子



追悼記念碑

勤労挺身隊の少女（14才・16才）6人は、1944年12月7日発生の東南海地震で犠牲となりました。背景には、航空機の組み立てに邪魔になるとして、補強用の隔壁を取り払われていたために、震度5で崩れたことがあり、天災ではなく戦争のための犠牲です。

医労連共済だよ」

『あんなー。オカンが共済に入ったって言うんやけど名前を忘れたらしいねん』
『お金を払うのに名前を忘れたらあかんがな』
『そうやねん』
『それやったら一緒に考えてあげるから特徴を覚えてみてよ』
『なんかオカンが言うには、病院勤めの人たちが入院した時に1日1万円とか保障してると言うねん』
『医労連共済やないか。その特徴はもう完全に医労連共済よ』
『でもちょっと分からへんねん』
『何が分からへんのよ』
『オレも医労連共済と』

大きな保障の医労連共済で決まりや

『あーほな、医労連共済と違つか。医労連共済はな、入院1日1万円のほかに、病気で休業したら1日5千円、不慮の事故とか交通事故で入院とか、交通事故で休業したら上積みもあるねん。死亡や後遺障害も保障もあって保障は大きいねん。あれ、ほなもうちょっと何か言ってなかった？』
『オカンが言うにはな、労働組合にもその時に入ったって言うねん』
『医労連共済やないか』
『続きは皆さんで』

医療の眼

8月11日、特別養護老人ホームあずみの里業務上過失致死事件で東京高裁が下した「逆転無罪」の判決が確定した。事件から6年半、筆舌に尽くしがたい重圧からようやく山口さんが解放された。

この裁判には多くの支援があった。一審、二審を通じて73万筆を超える署名が寄せられ、無罪判決後の「上告するな」の要請書名も、短期間に4500を超える団体が協力した。裁判の公判には隣県だけでなく、北海道や京都などからも医労連の仲間が支援に駆け付けた。山口さんご本人のたたかう決意があったことは言うまでもないが、それを支えた多くの仲間の力によってつかんだ判決だ。

個人責任問う裁判

この裁判は、介護施設で起きた利用者の突発的な異変について、職員個人の責任を問うて刑事事件として起訴するという前代未聞の裁判であった。県警の捜査には杜撰な点が多く、利用者の死因について司法解剖すら行っていないかった。検察も同様で第一審の公判では犯罪事実の立証が困難になると二度にわたって訴因（犯罪だとする具体的事実）を変更し、何が何でも「有罪にしよう」と固執した。この訴因変

特養あずみの里裁判を振り返って

更について、第二審の判決後に検察の上告放棄を申し入れた刑事法研究者らは「この訴因変更は、一年半に及ぶ弁護側の防御活動を白紙に戻し、山口さんに、まったく内容の異なる新たな過失責任を問うもので、訴因変更として相当性を欠くものである」と断じている。

結局、第一審は検察の訴因変更を認めたうえ、当初の訴因（主位的訴因）である「注視義務」については過失を認めなかったものの、変更した訴因（予備的訴因）である「おやつ」の形態確認義務について過失があったと認めて有罪とした。この判決は安全面の配慮のみを優先させ、「その人らしさ」を追うべき介護の委縮・後退をもたらした。「おやつ」をやめる事業者も出た。

無罪判決が示すもの
東京高裁の「無罪判決」は第一審の判決を「是認することほできない」と判示したその内容は、私たちが求める介護の未来を、守る有意義なものである。高裁判決に「一定の科学的知見や社会的合意を伴わない単なる職務上の義務を法令等による義務と同列に扱うのは形式的に過ぎる」という一文があった。この後の判旨で、「形態変更を知ることが容易であったとはいえない」と、おやつ」の形態確認義務そのものがな

たたかを通して
傍聴、裁判所要請、裁判所前宣伝など、支援を通して「裁判闘争」というものをよくよく感じることもできた。ともすると、「厳正」という印象から裁判所の判断には私たちの意見を挟む余地はないと考えてしまいがちである。しかし、裁判もまた人の為す営みであり、真実を求める人の声の大きき力となることを実感した。まさに、高裁判決は、介護の未来を守る私たちの声と呼び寄せた判決だった。

米沢 哲